**ラオス新投資奨励法の公布**

2017年4月11日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本　雄登

内野　里美

**１　背景状況**

　ラオスでは、昨年より改正投資奨励法草案の起案、修正および国民議会での協議が行われていました。今までは2016年10月11日時点の草案が最新版（以下、「最終草案」といいます。）として、国民議会に提出されていましたが、議会での手続きを経て、遂に2017年改正投資奨励法[[1]](#footnote-1)（以下、「改正投資奨励法」といいます。）が成立し、投資奨励法が2017年4月19日より施行します。総条文数は、第1条から第109条までとなっています（現行投資奨励法は、第99条まで）。以下の通り、2017年改正投資奨励法の内容を簡単にご紹介致します。

**２　新規制の概要**

1. 投資法上の投資形態

ラオスにおける投資奨励法上の投資形態として、現行法上は、①国内資本あるいは外国資本による単独投資、②国内資本と外国資本の合弁投資、③契約に基づく業務提携の3つの形態のみ規定されておりました。今回の改正で、④国営企業と民間企業の合弁投資、⑤官民連携での投資の2つが追加され、計5つに分類されています（改正投資奨励法第28条）。

④の国営企業と民間企業の合弁投資とは、国営企業と民間企業が新たな現地法人を設立し、共同経営を行う投資形態だと規定しています（同法第30条）。また、⑤官民連携は、新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス分野のプロジェクト実施のため、ラオス政府と民間企業による合弁契約に基づく投資形態とされています（同法第31条）

今回の改正により、今まで明確でなかった官民連携（Public-Private Partnership（PPP））に関する投資が明確な投資形態と定められ、国営企業・政府と外国民間企業との共同出資による投資を推奨する流れになると評価できます。ただし、官民連携（PPP）に関する細則の整備が進んでおらず、今後の細則の動向に注視する必要があります。

1. コンセッションに関する改正

（1）コンセッションに関する分類

　現行投資奨励法上において、3つの投資事業の種類（一般事業、コンセッションを伴う事業、経済特区開発事業）が存在しています。最終草案では、コンセッションに関して、①天然資源の開発を含むコンセッション、②天然資源の開発を含まないコンセッション、③官民連携に基づくコンセッション、④経済特区開発に関するコンセッションという4分類に分類が分けられる流れとなっていました（草案第15条）が、今回の改正投資奨励法では、当該分類は削除されています。

（2）コンセッション事業者に対する要件

　今回の改正投資奨励法では、コンセッション事業における投資家の条件が以下の通り規定され、適格な投資家に対してのみコンセッションを付与することとしています。条件は以下の通りです（同法第43条）。

　１．法人であること

　２．事業分野に対する十分な経験と経歴、事業成果に対する公式な評価が高いこと

　３．国内外の金融機関が承認する資本や資金源が存在すること

　４．関連する法律が定める他の条件を満たしていること

（3）コンセッション期間に関する改正

　現行の投資法奨励法上のコンセッション付与期間は99年間ですが、計画投資省内でコンセッション付与期間が長すぎるとの意見があり、最終草案の内容と同様に、50年間へ短縮されました（同法第42条第1項）。

※　登録資本金については、条文を読みましたが、よくわからんですね。最低資本金規制はないということでいいのでしょうか？

3. 駐在員事務所について

　今までヴィエンチャン日本人商工会所などを通じて、交渉および議論を続けてきた駐在員事務所の許可期限の問題（規制上、駐在員事務所許可は1年更新で、2回しか更新できない）については、今回の改正により修正・削除されることも期待されましたが、改正投資奨励法では特段、許可期限に関する言及はなく、同法第56条にて記載される駐在員事務所に関する細則での修正が待たれることになります。

1. 支店での進出

　現行法においては、外国企業は、ラオス国内で支店を通じて事業を行うことも可能でしたが、今回の改正により支店に関する規定が削除されております。現在、ラオス国内での支店形態は、航空会社、銀行、保険、国際コンサルタントの4業種に限定されており、利用事例は限定されています。今後、支店という形態が利用できるか否かは、別途当局に確認を行う必要があると考えます。

5. Special Economic Zone （SEZ）への進出

　今回の改正投資奨励法では、これまで「特別経済区[[2]](#footnote-2)」と「特定経済区[[3]](#footnote-3)」に概念上分けられていた経済特区は、「Special Economic Zone（以下、「SEZ」という。）」という概念に統一されました。昨年より議論されていた経済特区法草案でも同趣旨の改正内容がありましたが、経済特区法草案は次回の国民議会に提出されておらず、当該草案の内容が一部先行して反映されたかたちとなっています。今後、経済特区法が成立するか否かについては、その動向に注目していく必要があります。

　また、現行法では、SEZでの事業については、「ビジネスにおける競争力強化」という観点のみが記載されていましたが、今回の改正では、より具体的な内容、高技術、持続的発展・環境に良好な農産品生産、クリーンな生産活動、天然資源節約・省エネルギーに関する技術革新の利用などに関連する投資誘致を奨励することを明確に規定しています（同法第57条）。SEZ内での不動産開発や観光施設業やその他サービス業を牽制する流れとなっていると評価できます。

6. 投資インセンティブ内容の改正

　投資インセンティブについて、最終草案では、基本的にゾーン制は廃止される流れとなり、投資優遇業種によって、法人税免税期間に関して、第1奨励レベルについては8年間、第2奨励レベルは5年間、第3奨励レベルは3年間、貧困地域への投資については、前述の免税期間に加えて、プラス5年間の恩典を与える方針となっていました（草案第43条）。

　しかしながら、今回の改正投資奨励法では、最終草案の内容から大きく変更され、現行法上のゾーン制が維持される内容となっており、また法人税免税期間については、より長い期間に渡り、免税が認められる可能性が高い内容となっています。

(1)　奨励分野（同法第9条）

ア　高度で最先端な技術、科学技術の研究、研究と開発、テクノロジーの使用、環境にやさしい、省天然資源省エネルギー

イ　クリーンな農業、無農薬、種子開発、家畜の改良、加工用植物の栽培、

森林開発、環境および品種の保護、僻地開発、貧困削減

ウ　環境に優しい農業生産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品

エ　環境にやさしい持続可能な観光産業、自然、文化、歴史開発

オ　教育、スポーツ、人材開発、職業技術、職業訓練所、教材、スポーツ用品の開発

カ　高度な病院施設、医薬品および医療器具製造工場、伝統医薬品の製造とそれを使用した治療

キ　都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資、運営、開発

ク　銀行からの融資が難しい貧困地域及びコミュニティのためのナニョバーイ銀行、マイクロファイナンス事業

ケ　国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための最先端のショッピングセンター、工業、手工芸品、農業分野の催事場または見本市〔市場〕

　なお、上記第9条で規定される優遇措置分野への投資に関しては、最低でも1,200,000,000キープ（約1800万円）の投資、または、ラオス人技術者を最低でも30名以上あるいは？？？雇用契約を1年以上結んでいるラオス人労働者を50人以上雇うことが条件となっています（条文）。

（2）　地域に基づく優遇（同法第10条）

　ゾーン１　未だ社会経済インフラ整備が十分ではない地域

　ゾーン２　投資に対して社会経済インフラ整備がある程度進んでいる地域

　ゾーン３　SEZへの進出

(3)　投資奨励分野および地域に基づく法人税優遇措置（同法第11条）

＜ゾーン1　未だ社会経済インフラ整備が十分ではない地域への投資＞

　ゾーン１への進出の場合、法人税が10年間免除されます。同法第9条で定められている優遇される分野2、3、5および6の分野においては、さらに5年間免税されます。

＜ゾーン2　投資に対して社会経済インフラ整備がある程度進んでいる地域への投資＞

　法人税が5[[4]](#footnote-4)年間免除されます（第１１条？１０条？１４条とは？）。同法第9条で定められている優遇される分野2、3、5および6の分野においては、さらに3年間免税されます。

　なお、法人税免除期間は収益？（売上？利益？）が発生した年から開始されます（同法第11条）。上記に示す法人税免除期間が終了した後は、税法に従い法人税（24％）を納める必要があります。

＜ゾーン3　 SEZへの進出＞

　法人税の免税優遇措置は、各SEZでの規制に則り、適用を受けることができます。なお、コンセッション事業の場合は、関連する法律あるいは契約に基づき実施されます（コンセッション関係あるのかな？）。

以　上

1. <http://laoofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/display&id=1154>

   現時点ではラオス語版のみ存在しており、英語版の作成が待たれます。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 特別経済区の開発事業とは、新たな都市造りとしてのインフラおよび施設の整備に係る投資活動を意味しています（現行法第16条）。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 特定経済区の開発事業とは、個々の特定地域の現状や規則に基づくインフラおよび施設の整備にかかわる投資活動であり、工業団地、輸出加工区、観光ゾーンなどの開発事業を含んでいます（現行法第16条）。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 第10条では4年間となっていますが、第14条では5年間となっています。 [↑](#footnote-ref-4)